

事務連絡
平成21年12月3日

都道府県労働局労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

労災認定等事業場一覧表の公表後の報道等状況の把握について

本日12月3日（木）に「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」を公表したところであるが、本件公表に係る報道内容及び公表事業場に係る照会等の状況を把握するため、下記により補償課業務係あて報告されたい。

記

1 公表に係る地方紙等の取扱いについて

地方紙及び全国紙の地方版における12月3日の公表に係る報道について、新聞記事を添付の上、補504を作成し、随時ファックスにより報告すること。
また、新聞報道がなされていない場合には、その旨、12月14日（月）12:00までにファックスにより報告すること。

2 公表事業場に係る照会等について

(1) 12月4日（金）の照会等の状況

公表日の翌日（12月4日）において局・署で受け付けた公表事業場に係る照会件数等の概要を別紙1により、12月7日（月）15:00までにメール又はファックスにて報告すること。

(2) 公表日以降1週間の照会等の状況

公表日以降1週間（12月4日～12月11日）において局・署で受け付けた公表事業場に係る照会件数等の概要を別紙2により取りまとめ、12月14日（月）12:00までにメール又はファックスにて報告すること。

3 公表後における石綿に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求件数について

公表日以降1週間（12月4日～12月11日）に受け付けた労災保険給付及び特別遺族給付金の請求件数を別紙3により12月14日（月）12:00までにメール又はファックスにて報告すること。

報告先：補償課業務係 横田、宮内（内線5463）
メールアドレス：
ファックス : 03-3502-6488